

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成28年12月6日（平成28年（独情）諮問第92号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（独情）答申第80号）

事件名：特定の解析依頼承諾からサンプル返納までの記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月28日付け総法文622号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）趣旨

メールであっても、法2条の定義により電子・電磁記録も法人文書である由。メールが存在すると昨年（本件の）MTA不開示説明に回答されているから、不開示決定は撤回し、開示を請求する。

（2）理由

ア 昨年、審査請求人が本件に於けるMTA文書の開示請求をした所、不開示処分だったが、審査会への理由説明書に、「本件の成果有体物は（略）特定大学Aの研究者が研究者管理に該当するものとして担当教員から所属分野の教授を通じて部局長に報告され、提供に関する記録は受領に係る電子メールの記録も存在しMTA契約の伴わないものとして措置されている」諮問第9号文書より。

以上のMTA不存在処分理由説明にあるとおり、担当教員の所属部局に本件事案は組織的に共有され、当然メールの措置を適切に措置されたことと認知されている訳であるから、異議申立て諮問庁理由は審査会が妥当としたのである。であるので、組織的に共有された文書でないとの理由は該当しない。すなわち法人文書ではないとの理由

は成立しない。メールの存在をM T A 不要の理由としている時点でも共有文書であり，法人文書である。

イ メールは法人文書であることについて

文部科学省研究成果有体物の取扱いガイドラインの「3. 成果物の提供について」

この3事項が提供についての基本的なベースとなる取扱いである。機関管理の成果物のみにも適用されるものでなく，研究者管理の成果物の提供取扱いにも適用されるものである。

3の(1)提供経緯の明確化の方針のもとに，4の簡素化の指針がある。

文科省ガイド，4の簡素化の指針より（要約しつつ転載する。）

※（ ）は私の補足

ガイド4の(2)研究者が管理する成果有体物の提供

・ 国の機関研究者間での提供を次により可能とする（3要件がある。）

(一) ・ 提供した場合（受領についても）定期的に機関で定めた適当な者（所属の長等）に報告すること

(二) ・ 研究者は責任をもって提供（受領）に関する記録を保管すること

(三) ・ 研究者間での提供に関する記録はF A Xや電子メール等による記録も可とする

まず，この(一)要件をもって，ガイドは，提供（受領）事案は機関（組織）として扱わなければならないことを示している。

本件に於いては担当教員が教授を通じて部局長に報告したとある。定期的に報告されたかは明記されていないが，本件は(一)の要件に順じているので，本件事案は組織として共有されていた訳であり，メール文書も組織的な共有文書である。

よって，不開示理由の「組織的に共有する文書と位置づけていない」は当たらない。担当研究者が部局の責任者等に事案の報告説明する上において，F A XやM T A，メール文書は責任者（部局長等）にとっての客観的確認事実を保証するものである。メールによって適切に措置されたとあるので，客観的確認を確認した訳であるから。

ガイド(二)・の要件に於いて，研究者は責任をもって，記録を（研究者が）保管することとある。機関，組織（文書管理担当の管理帳）に保存，管理するものでなければ共有文書でないことにはならない。ガイドは研究者が保管することとあるのであるから。

更に，「責任をもって」とある。だれに対して，いずこに対する責任か。（イ）提供（受領）の相手方に対する責任と（ロ）所属組

織・機関部署に対する責任である。

研究者個人の作成したメモや覚書などに責任は存在しないが（自分の為）、研究者単独保管のメールであっても、管理形式のちがいであって責任はある。組織共有文書（すなわち法人文書）であることに違いはない。

ウ 以上、ガイドにおいてメールは研究者が保管することになるが、それはあくまで組織的な責任において研究者が保管するものである。由に本件担当教員が保管しているメールは法人文書であり存在していると明記されているのであるから、開示を再び請求する。

法人文書として存在しているのに法人文書でないとの理由で法人文書不存在とした場合法律違反になるのではないか。

すみやかに原処分を撤回し、開示すべきと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成28年5月16日付けで、審査請求人から、本件対象文書について法人文書開示請求があった。

本学では、学内の審査委員会の開催調整に時間を要したため、平成28年6月15日付けで法人文書開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成28年6月30日に延長した。

本件対象文書の探索を行ったところ、本件対象文書は本学が組織的に共有する文書として法人文書に位置づけ、保存・管理するものではないことから、前述の理由を付記した上で、文書不存在として、法9条2項により開示をしない旨の決定を平成28年6月28日付けで行った。

その後、平成28年7月20日付けの審査請求書が提出され、平成28年7月22日付けでこれを受理した。

2 諮問理由説明

(1) 審査請求の理由

審査請求の理由は、大要上記第2の2のとおりである。

(2) 諮問の理由

本審査請求に係る事案は、本学教員が学外者からNGS解析依頼を受け、成果有体物を提供されたことに係り、提供に関する記録を含め全交信記録の開示を求められているものである。

文部科学省の「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」では、研究者が管理する成果有体物の提供要件が示されているが、これは「研究に供するため」提供する場合のものである。審査請求人は解析依頼及び受領についてもガイドラインに準じた手続きが必要と主張するが、それらを関連づける根拠は存在せず、解析依頼を受けた本事案について適用されるとはいえない。

昨年度、本学が情報公開・個人情報保護審査会に提出した諮問書において、成果有体物の受領に係る電子メールの記録が存在する旨を記述しているが、当該電子メールは、あくまで研究者間で解析依頼及び受領等に関する連絡のためにやり取りされたものであり、電子メールが所属部局の部局長や事務担当係に転送されたり印刷のうえ提出されたりする等、そのままの内容で情報が共有された事実はない。当時、解析依頼について所属分野の教授を通じ部局長に連絡しているが、これは大学施設を利用して解析を行うに当たり口頭で報告したものであり、電子メール自体は組織的に共有されておらず、現に法人文書として保有しているものではないことから、法2条2項に規定する「法人文書」には該当しないものと判断する。当該電子メール以外にも請求内容に該当する法人文書は保有していない。

以上の理由から、本学では、平成28年6月28日付けの法人文書の不開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月23日 審議
- ④ 同年2月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、文部科学省の「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」で示されている研究者が管理する成果有体物の提供要件は「研究に供するため」提供する場合のものであって、解析依頼に係る本件事案について適用されるとはいえない旨説明する。

そして、本件対象文書に相当する電子メールについては、飽くまで研究者間で解析依頼及び受領等に関する連絡のためにやり取りされたものであって、所属部局の部局長や事務担当係に転送されたり印刷の上、提出されたりする等といった事実はなく、解析依頼についての部局長への連絡も口頭で報告したものであって、上記電子メールは、組織的に共有されておらず現に法人文書として保有しているものではなく、また、当該電子メール以外にも請求内容に該当する法人文書は保有していない旨

説明する。

- (2) 国立大学法人において教員が行う研究等の性格に鑑みれば，上記諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，東北大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，東北大学において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

特定時期，特定大学 A 特定研究者より解析依頼を受領した際の M T A の開示請求に対し，受領に係る電子メールの記録も存在し，M T A 契約の伴わないものとして措置されているので審査会は不開示決定を妥当とした。しかし，受領に係る電子メールが存在しているとのことであるから，解析依頼承諾からサンプル返納までの全記録の開示を請求する。文科省ガイドライン（提供）の簡素化の指針（2）研究者管理の成果有体物の提供の項にもとづいて適切に措置されたとのことであるので，法 15 条により開示を求める。（電磁記録）も可とされている。

追記，文科省ガイド 簡素化の指針（2）研究者間での提供に関する記録の保管と電子メールも可と明記されているが，この提供に関する記録という以外の交信記録も併せて開示することを求める。（例えば解析結果の簡単な報告などの交信記録等全交信記録）